北京＋30からの今後について

大倉　沙江（筑波大学人文社会系）
okura.sae.gn@u.tsukuba.ac.jp

自己紹介

- 筑波大学人文社会系。専門は、政治学、市民社会論、ジェンダー論。
  - 市民社会組織や有権者など、社会側のアクターの動向や意識が専門
  - 主要な業績として、The political underrepresentation of people with disabilities in the Japanese diet (Social Science Japan Journal 24(2), pp.369-396, 2021)「政治参加におけるジェンダー・ギャップ」（山本英弘編『現代日本の政治的不平等』明石書店, 2025）など。

ご指定いただいたテーマ

- 第六次男女共同参画基本計画について
- 北京＋30からの今後について

JAWW (Japan Women's Watch 日本女性監視機構)
2024年9月

第6次男女共同参画基本計画

- 「男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」を中心に検討
- 第5次男女共同参画基本計画と比較して、①評価や監視、および、②データに基づいた政策形成（EBPM）、③ジェンダー統計の整備（男女別だけでなく、様々なジェンダーアイデンティティの在り方に配慮、可能な限り年齢・都道府県別も）といった視点が基本認識において明確化された点は評価できる
- しかし、実施体制は？

ご指定いただいたテーマ

- 第六次男女共同参画基本計画について
- **北京＋30からの今後について**

JAWW (Japan Women's Watch 日本女性監視機構)
2024年9月

女性政策の現在地と残された課題

- 国内本部機構と男女共同基本計画については岩本報告
  - 首相と政権によって熱心さが異なる＝時期によるばらつき
  - 権限を強化し、国内本部機構は、明確に調査・勧告権限を持つべき
- 権力・意思決定における女性については『JAWW NGOレポート』三浦論文に詳しい（pp.28-31）
  - 各分野における女性の代表性向上に関わる主要な法改正→強制力はない
    - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（2015年成立）
    - 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（2018年成立、2021年改正）
  - 領域や地域による格差も大きい
- 個別の政策を見ると、少女・女児をめぐる法改正などに一定の進展はあったが、女性の雇用における実質的な平等や賃金格差の是正に十分な効果をもたらさなかった（竹信2014；Assmann 2014；Takeda 2018）＊『JAWW NGOレポート』の鈴木論文に詳しい（pp.56-58）
- 女性の人権や代表性の向上に関わる政策で積み残しも多く、同性婚、選択的夫婦別姓、クオータ制の導入、包括的差別禁止法、ハラスメント禁止などは実現していない

実効性を持たせるための方策案

- 日本では保守政党の影響力が強いため、実効性のあるジェンダー平等政策の実現が困難であった。そのため、緩やかな理念法を基盤としつつ、**マスメディアや市民社会組織によるモニタリングやアドボカシー**が、法律に実効性を付与する役割を果たしてきた
- 政党に対するメディアや市民社会組織によるモニタリングの強化、市民社会の女性たちが政治活動に従事するための環境の整備
  - 方向性1：NPO法人に対する政治活動規制の緩和・撤廃
  - 方向性2：女性運動団体や女性活動家に対する誹謗中傷を防止するためのルール作り
  - 方向性3：市民社会におけるジェンダー不平等の可視化と是正

方向性1：NPO法人に対する政治活動規制の撤廃・緩和

- 女性たちは市民社会のどこで活動しているのか？
  - 医療法人（2007年3月末以前設立）46.1%、認定特定非営利活動法人35.1%、特定非営利活動法人 33.0%（後・坂本2017、第4回サードセクター調査より）

  ＊市民社会組織のリーダー全体に占める女性の割合は東京を拠点にする団体で6.4%、茨城県を拠点にする団体で4.1%（辻中編 2018）
  - NPO法人は女性たちの重要な活動基盤となっている（もちろん法人格のない任意団体も）
- NPO法人に対する政治活動規制
  - 様々な法人格の中でも、NPO法人に対しては詳細で強い政治活動規制が課されている（c.f. 旧公益法人）＝政治活動規制の二重構造（岡本2017）
  - 女性の活動基盤を狙い打ちにしたものではないが、結果的に女性による政治活動（特に選挙活動）を委縮させる効果を持ち得る
  - まだそれほど問題は顕在化していないように思うが、女性運動と強いネットワークを持ち、ジェンダー平等を推進する女性議員を増やすためには潜在的な課題の一つ
- NPO法人に対する政治活動の規制を撤廃・緩和するか、少なくとも、他の法人格と足並みを揃える

方向性2：女性運動団体や女性活動家に対する誹謗中傷を防止するためのルール作り

- 女性運動や活動家に対する誹謗中傷（Miura, Kim, Kotani, and Okura 2025）

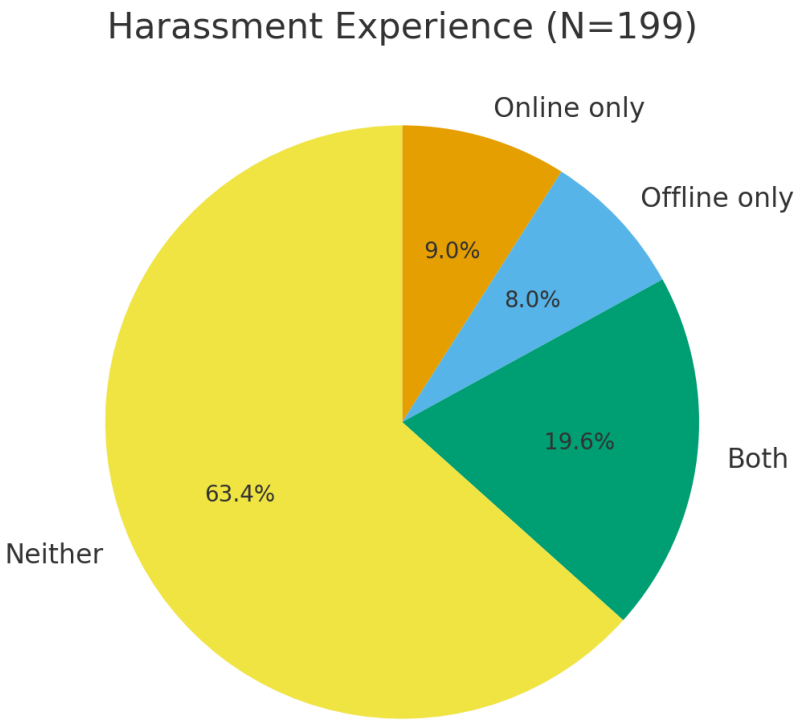

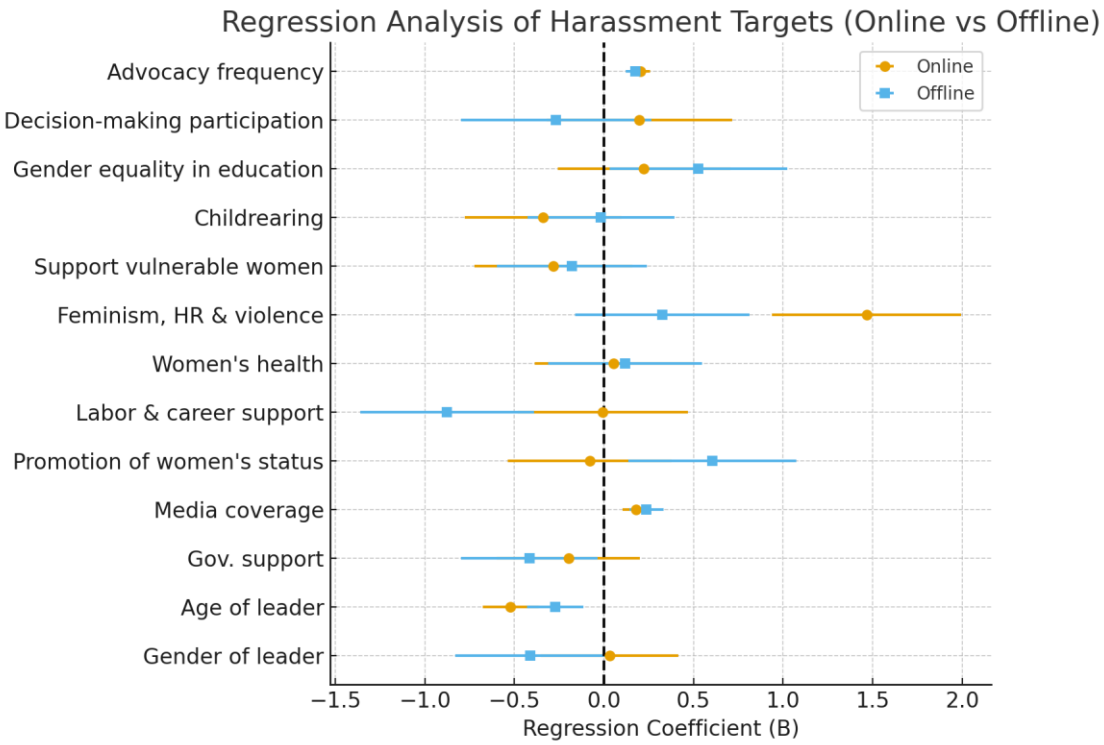

方向性2：女性運動団体や女性活動家に対する誹謗中傷を防止するためのルール作り

- 女性運動や活動家に対する誹謗中傷（Miura, Kim, Kotani, and Okura 2025）

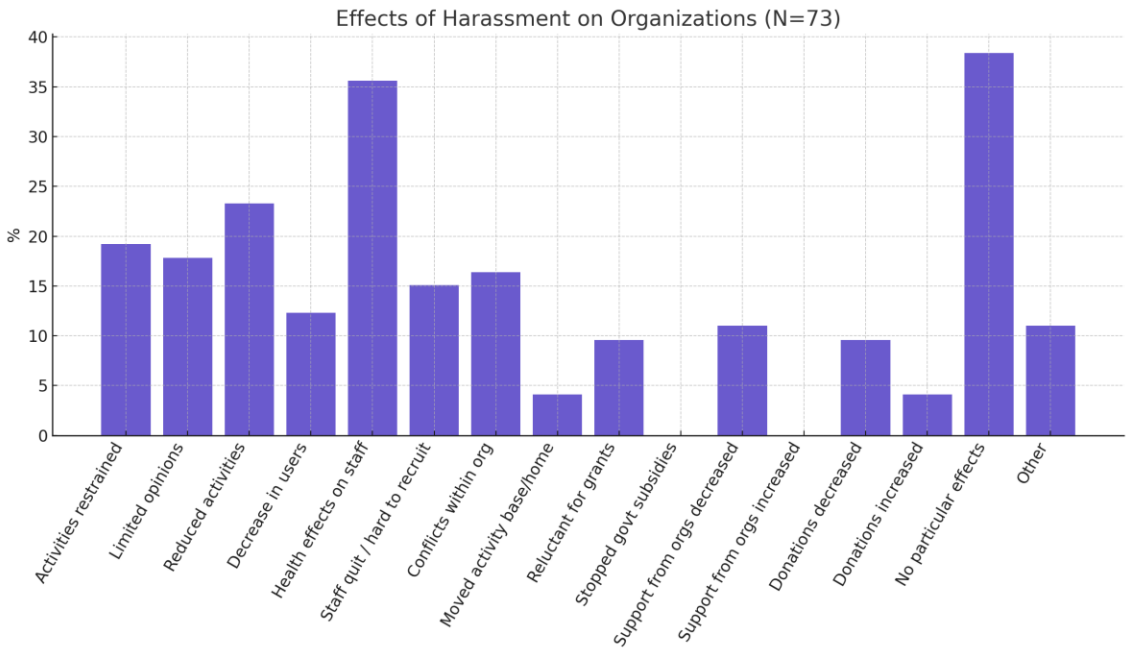

方向性2：女性運動団体や女性活動家に対する誹謗中傷を防止するためのルール作り

- プラットフォームの責任を強化する法律（苦情受付、迅速な開示・削除を含む） … 59.3%
- ヘイトスピーチ法による制度的支援 … 44.7%
- ハラスメント・虐待・偽情報対策を専門とする組織の強化 … 41.7%
- 第三者機関による相談・調停制度 … 55.3%
- 団体の情報を適切に保護する制度（個人情報の限定公開を含む） … 55.3%
- 公務員を守る制度（カスタマーハラスメント対策を含む） … 52.3%
- その他 … 8.5%

方向性3：市民社会におけるジェンダー不平等の可視化、女性差別の撤廃

- リーダーシップ層における女性の少なさ

  ＊市民社会組織のリーダー全体に占める女性の割合は東京を拠点にする団体で6.4%、茨城県を拠点にする団体で4.1%（辻中編 2018）

- 分野の偏り：経済団体、労働組合、政治団体を中心とした、典型的な利益団体は特に男性中心（ただし、労働組合では変化も）。教育団体、福祉団体、市民団体などで女性が多い

- 自治会・町内会における出不足金文化　など

モニタリングのポイント

- 政党ごとの女性候補者比率・女性議員比率
  - 数値目標を掲げているか
  - 新人／現職、選挙区ごとに丁寧に見ていく必要がある
    - 現職優先の慣行のために、女性候補者を増やすことができない

    →新人に限っても、男女同数になっていない
  - 地方の新聞社や女性団体による地域ごとの監視が求められる
- ジェンダーセンシティブ議会（IPU）